

経済産業省  
関東東北産業保安監督部東北支部

令和6年5月1日

東北管内鉱山 鉱業権者 各位

関東東北産業保安監督部東北支部 鉱山保安課長

運搬装置（コンベア）に係る災害の発生について（注意喚起）

東北支部管内においては、令和6年3月2日からこれまでの短期間に法令に基づく報告災害（重傷災害）が別添のとおり3件発生しています。

いずれも運搬装置（コンベア）に係る災害です。

これらの原因は、現場における安全に対する認識の甘さと鉱山労働者の不安全行動が重なったことが原因と考えております。

貴鉱山におかれましては、運搬装置（コンベア）はもとより、鉱業上使用する機械、器具及び工作物について、至急、次の事項を点検・確認し、不備が認められた場合は、速やかに改善し、保安の確保に万全を期すよう努めて下さい。

- 運転中の機械等の清掃及び補修または注油等作業を禁止しているか。
- 安全かつ適切な使用方法、作業方法及び作業手順を定めているか。
- 上記の事項について請負を含む全ての鉱山労働者に周知しているか。併せて鉱山労働者の作業の実施状況を確認しているか。
- 機械等に適切な保安設備を設けているか。

また、鉱山労働者と密にコミュニケーションを取り、鉱山労働者が常に保安意識を持って作業に当たるよう配慮を行い、災害を撲滅に努めて下さい。

責任者：関東東北産業保安監督部東北支部  
鉱山保安課 中澤  
担当： 佐藤  
電話：022-263-1111（内線 5042）

## 災害等情報（速報）①

災害等情報（速報）②

災害等情報（速報）③